

呉市テニス協会規約

Ｈ２９年４月１日

(総則)

第１条 本協会は、呉市テニス協会（以下「協会」という。

第２条 協会は、広島県テニス協会に属し、呉市体育協会に加盟する。

第３条 協会事務所は、呉市内に置く。

第４条 協会は、加盟団体を総括し、体育向上、資質の陶冶、テニスの普及及び技術の向上に資することを目的とする。

第５条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(１) テニス大会を開催する。

(２) 広島県テニス協会及び呉市体育協会の事業に参加し、その業務遂行に協力する。

(３) テニスに関する情報の収集及び伝達

(４) その他適当と認めたる事業

第６条 協会の事業年度は、４月１日から翌年の３月３１日までとする。

第７条 この規約に定めるもののほか、会務の執行、大会の運営その他必要な事項は、理事会の決議を経て規則で定めるものとする。

(加盟及びその他)

第８条 呉市及び近隣地域のテニスクラブ、団体テニス部及び学校テニス部等の団体は、協会に加盟できるものとする。

第９条 前条の加盟団体から届出のあったものを協会の会員とする。

第１０条 協会の加盟団体となるには、年度ごとに登録用紙に所定の登録料を添えて申し込むものとする。

２ 登録料は、年額とし、登録する人数に １,５００円を乗じた金額とする。ただし、１加盟団体の登録しようとする人数が、１０人以下のときは、１５,０００円とする。ただし、学生が登録する場合は、１人当たり１,０００円とする。

３ 学校テニス部及び学生のための団体の登録料については、前項の規定にかかわらず登録する人数に １,０００円を乗じた金額とする。

４ 前項の登録料について、教職員が登録するときは、教職員の人数に １,５００円を乗じた金額を加算するものとする。

５ ジュニア（中学生以下）は、育成を目的として登録料は免除する。但し、一般の部に出場する場合は、上記を適用する。

６ 既存の加盟団体に所属しない転入者等が大会に参加しやすくするために個人会員登録制を設ける。

個人会員の年間登録料は、年額 ３,０００円とする。但し、総会参加や事務局からの通信サービスは受けられない。

７ 登録は、随時受け付けるものとする。ただし、登録の有効期間は、登録した日からその事業年度の末日までとする。

８ 一旦、納付された登録料は、その理由を問わず返還しないものとする。

第１１条 加盟団体もしくはその構成員が協会規約に違反し、あるいは品位をそこなう行為があった場合、理事会の決議をもってこれを除籍または資格停止等適当と認められる処置をとることができる。

(役員)

第１２条 協会は、次のとおり役員を置くものとする。

会 長 １ 名

副 会 長 若干名

理 事 長 １ 名

副理事長 若干名

理 事 若干名

監 査 ２ 名

顧 問 若干名

２ 会長及び副会長は、理事会において推薦し、総会で議決するものとする。

３ 理事は会員の中から会長及び理事長が推薦し、理事会で決定する。

４ 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

５ 監査は、会長が推薦し、理事会で決定する。

６ 顧問は、会長、理事長の経験者及び有識者の中から理事会で推薦する。

７ 役員（顧問を除く）は毎年見直し、必要によって臨時理事会を開催して選出し、次の総会にて承認を得る。ただし、再任は妨げないものとする。

８ 前項の任期において、改選期途中で役員に就任した場合は、次の改選期までをその任期とする。

(会務)

第１３条 会務は、次のとおりとする。

(１) 会長は、協会を代表し、協会のすべての事業を統括する。

(２) 理事長は、会務の執行を統括する。

(総会)

第１４条 総会は、役員および加盟団体の代表者をもって構成し、会長は、理事会の決議を経て毎年度 １回通常総会を招集する。

２ 会長は、理事会が必要と認めたときに、臨時総会を招集することができる。

３ 総会は、構成者の ２分の １以上が出席しなければ議事を開いて議決することができない。この場合において、

代理人または委任状をもって出席者とみなす。

4 総会の議事は、構成者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するものとする。

5 議長は、総会に出席した者の中から選任するものとする。

第15条 総会は、次の事項について報告を受け、審議し決定する。

- (1) 規約の改廃及び変更に関すること。
 - (2) 事業報告及び事業計画に関すること。
 - (3) 決算及び予算に関すること。
 - (4) その他会長及び理事長が特に諮問する事項。
- (理事会)

第16条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び理事をもって構成し、理事長が召集し議長となる。

理事長が不在のときは、副理事長がこれを代行する。

第17条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき議案の審議に関すること。
- (2) 役員の推薦に関すること。
- (3) 総会の議決により理事会に委任された事項。
- (4) その他会長及び理事長が必要と認めた事項。

第18条 理事会の議事録は、公開されるものとする。

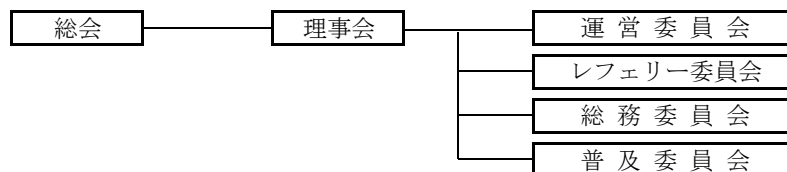
第19条 理事会は、理事の過半数の出席（委任状を含む。）をもって成立する。

第20条 理事会の決議は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員長会議)

第21条 会務を円滑に執行するために、委員会を設置することができる。設置する委員会及びその職務は、次のとおりとする。ただし、必要に応じて委員会を設置することができる。

- (1) 運営委員会 協会の開催する大会運営に関すること。
 - (2) レフェリー委員会 協会の開催する大会の審判等に関すること。
 - (3) 総務委員会 協会の窓口事務、会計、情報発信等に関すること。
 - (4) 普及委員会 協会の発展に繋がる普及活動等に関すること。
- 2 前項の各委員会の委員長は、理事の中から選出され理事会で決定する。
- 3 委員会のメンバーは、委員長が推薦する理事及び会員で構成する。



(会計)

第22条 協会の経費は、登録料、公共団体の助成金、大会エントリー料、その他寄付金をもってこれに充てる。

第23条 協会は、理事会の承認を得て、事務員を雇用することができる。

(表彰)

第24条 協会は、功労のあった個人または団体に対し、呉市テニス協会彰を贈って、その業績をたたえるものとする。

第25条 会員への励みとして、全国規模の大会へ出場した場合には、協会から補助金を出す。

但し、対象となる大会は限定し、競技規則に適用範囲と補助金額を定める。

付 則

この規約は、平成9年4月1日から実施する。

改 正 平成14年3月14日

改 正 平成16年3月18日

改 正 平成18年4月24日

改 正 平成22年4月 1日

改 正 平成24年4月 1日

改 正 平成27年4月 1日

改 正 平成29年4月 1日